

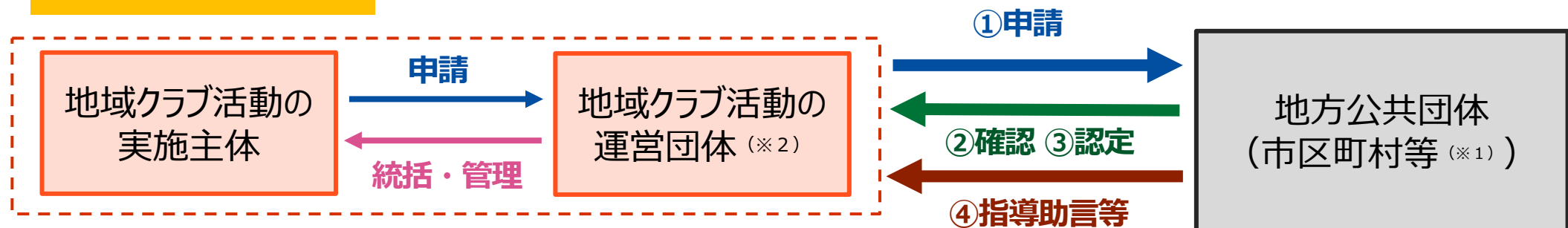
制度構築に当たっての基本方針

- ① 学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動に関する要件等として、ふさわしい内容とする。
（営利等を目的とする民間クラブの活動との区別や質の担保、生徒の多様なニーズへの対応、公的支援の対象とするなどの観点を十分に考慮）
- ② 地域クラブ活動の多様な実態を踏まえる（高い基準となり過ぎない、個別具体的な内容となり過ぎない）。
- ③ 地方公共団体における認定事務等の円滑な実施にも配慮する。

定義・呼称

国が示した要件、認定手続等に基づき、市区町村等が、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ活動」という。

認定手続



- ①地域クラブ活動の実施主体からの申請（運営団体でとりまとめて申請）、②地方公共団体による確認（必要に応じて現地調査等を実施）、③地方公共団体による認定、④地方公共団体による認定後の指導助言等（必要に応じて認定取消し）

（※1） 基本的に市区町村が認定等を実施。都道府県立学校等に関する地域クラブ活動については都道府県が認定等を実施

（※1） 国が示した要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす

（※2） 運営団体は、各地域クラブ活動を統括するとともに、地域の実情に応じて、実施主体と協力して適切な指導体制や運営体制の確保、安全の確保、学校等との連携に取り組む。

地域クラブ活動に関する認定制度の概要（たたき台）②

認定要件の骨子

事項	要件・確認事項のポイント
活動の目的・理念	・ 学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障 ・ 競技性や成果のみに偏重しない、広域からの生徒招集や参加者の選抜等をしない
活動時間・休養日	・ 平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・ 週2日以上（休日だけ活動する場合は週1日以上）の休養日を設定
会費	・ 活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費を設定（国が示す目安を踏まえる）
指導体制	・ 暴言・暴力・ハラスメント等の不適切行為の防止徹底 ・ 地方公共団体が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導
安全確保	・ 生徒の健康状態や気温等の環境を考慮した適切な活動の実施 ・ 施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備、事故等が発生した場合の責任関係等の明確化 ・ 怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者、指導者等）
運営体制	・ 関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理及び関係者への情報開示 ・ 営利を主たる目的とせず運営 ・ 大会等に参加する場合の運営への積極的な協力
学校等との連携	・ 活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有 ・ 学校施設の活用や教職員の兼職兼業に当たっての適切な連絡調整

（※1）円滑な実施の観点から、一部の要件（指導体制、運営体制等）については一定期間の経過措置を設ける

（※2）別途、認定地域クラブ活動において期待される取組（新たな価値の創出）や体制等についても定める

想定される認定の効果（メリット）

- ①市区町村等による情報提供の促進 ②公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免等）
③希望する教職員の兼職兼業 ④大会・コンクールへの円滑な参加 など